解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

岐阜県大垣市旭町一丁目五番地

有限会社岡三めん

清算人　岡田美代子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

三重県津市城山一丁目一番八号

有限会社東海総合保険

清算人　松島　久司

解散公告

当社は、平成二十六年十二月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

京都府宇治市天神台三丁目一番地の一一二

株式会社ヨシガミデンタルスタジオ

代表清算人　由上　佳紀

解散公告

当法人は、平成二十六年十二月三十一日付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

大阪府貝塚市窪田三六番地の一

特定非営利活動法人ハンドインハンド

清算人　木下　隆司

解散公告

当社は、平成二十七年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

兵庫県三田市駅前町一九番一四号

内田総合設備株式会社

代表清算人　内田　知洋

解散公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

岡山県高梁市有漢町有漢四八四番地

東建設有限会社

清算人　東　冨士雄

解散公告

当社は、平成二十七年一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

愛媛県新居浜市土橋一丁目一番二六号

明成建設株式会社

代表清算人　中川　健

解散公告

当法人は、平成二十六年十一月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

福岡市南区長住二丁目一番三六号

特定非営利活動法人福岡県健康管理士会

清算人　小川日出湖

解散公告

当社は、平成二十六年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

大分県由布市湯布院町川上字無田一五二〇番地一

株式会社森郷

代表清算人　齋藤　治雄

解散公告

当社は、平成二十六年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

沖縄県中頭郡北谷町字宮城一番地の一六七

有限会社縄連

清算人　保良　明男

解散公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

沖縄県那覇市金城五丁目九番地二ウエストヒル二十一、四〇三

有限会社ミラクルオフィス

清算人　上原　優子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年一月三十日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

宮城県石巻市恵み野四丁目一二番地一

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

代表清算人　庄司　健一

解散公告（第二回）

当社は、平成十二年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

埼玉県川口市坂下町二丁目一五番二五―三〇五号

株式会社エフ・アイ

代表清算人　宮　道彦

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年十二月二十六日に土地改良法第六十七条第二項の規定により解散の認可を受けたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

和歌山県日高郡印南町大字印南二二五二番地の一

清算法人稲原西土地改良区

代表清算人　中　善市

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年一月九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

京都府京都市左京区岡崎円勝寺町一―一一

京滋管工事業厚生年金基金

代表清算人　加藤栄次郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十一月二十日開催の臨時社員総会の決議並びに京都府知事の認可により、平成二十六年十二月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月三日

京都市西京区桂千代原町一番地の一一

医療法人山脇耳鼻咽喉科

清算人　山脇　英子